

NEWSLETTER 1月号

中国 北京三友知識産権有限公司

中国の特許出願受理件数の統計表（2004年1月1日～2004年11月30日）

| | 合計 | 発明 | 実用新案 | 意匠 |
|--------|---------|---------|---------|--------|
| 合計 | 314,458 | 115,370 | 101,505 | 97,583 |
| 国内の出願人 | 248,149 | 58,405 | 100,387 | 89,357 |
| 国外の出願人 | 66,309 | 56,965 | 1,118 | 8,226 |

中国国家知識産権局特許庁が受理した特許協力条約に基づく国際出願の統計表

| | 2004.11.1～2004.11.30 | 2004.1.1～2004.11.30 |
|---------------------------|----------------------|---------------------|
| 受理した国際出願（中国語） | 113 | 1,212 |
| 受理した国際出願（英語） | 7 | 146 |
| 中国国内段階に移行した 国際出願（発明） | 2,683 | 28,332 |
| 中国国内段階に移行した 国際出願（実用新案） | 0 | 14 |

海賊版ディスク5千枚を売れば最少でも懲役3年

『最高人民法院、最高人民検察院の知的財産権の侵害に係る刑事事件の取り扱いにおける法律の具体的適用の若干問題に関する解釈』が、2004年12月22日より正式に施行された。当該『司法解釈』は、知的財産権犯罪の刑事制裁の“敷居”を大幅に低くした。当該『司法解釈』によれば、海賊版ディスクの販売数量が合計1千枚以上の場合、3年以下の懲役に処され、5千枚以上を販売した場合、3～7年の懲役に処される。

2004年12月22日『京華時報』より

北京市 2004 年十大知的財産事件

2004 年 12 月 1 日、北京市高級人民法院は、北京市十大知的財産事件例を次のとおり発表した。

“ 中化 ” 商標権侵害及び不正競争紛争事件

判示：企業名称及びインターネットに他人の著名商標を使用し、誤認を惹き起こすことは、商標権侵害及び不正競争を構成する。

“ 郭富城 M T V ” 著作権侵害紛争事件

判示：カラオケホールが許諾を得ることなく、他人が著作権を有する M T V を使用することは、権利侵害にあたる。

“ 腹内動脈瘤破砕貫通針 ” 実用新案特許権侵害紛争事件

判示：特許技術を変質、劣化させても均等論を適用することができ、権利侵害と判定される。

“ 小肥羊 ” 不正競争紛争事件

判示：著名な役務の固有名称を模倣することは許されない。

魯迅と私の七十年 著作権侵害紛争事件

判示：新聞社が明示の許諾を得ることなく著作物を転載することは、権利侵害にあたる。

“ 紅獅 ” ペンキ商標権侵害紛争事件

判示：他人の登録商標を冒用することは、権利侵害とされる。

オーストラリア留学アドバイス・預金と両替 著作権侵害紛争事件

判示：新聞社が合理的な注意義務を尽くすことなく、権利侵害となる記事を掲載したことについては、民事責任を負わなければならない。

“ 飛燕灯 ”、“ 装飾灯 ” 意匠特許権侵害紛争事件

判示：物品の外観が他人の意匠特許と同一又は類似であるときは、権利侵害とされる。

“Autodeskソフトウェア”著作権侵害紛争事件

判示：最終利用者が著作権者の許諾を得ることなく、ソフトウェアを無断で複製、電子計算機において使用し、営業し、かつ営利を得ることについて、このような違法な複製物であるソフトウェアを利用する行為は、権利侵害にあたる。

“良子”商標権侵害及び不正競争紛争事件

判示：同一の役務を業とするときにおいて、看板に他人の登録商標を目立たせて使用することは、商標権侵害及び不正競争の評価を受ける。

2004年12月3日『新華網』より

香港、マカオの代理人は、

2005年にも中国大陸で商標代理業務を行なうことができる

最近、国家工商行政管理総局から各省、自治区、直轄市及び計画単列市（日本の政令指定都市に相当）の工商行政管理局に対する通達により、新しく制定された 香港、マカオの役務提供者が中国大陸で商標代理業務を行なうことに関する暫定規則 の施行が要求された。当該規定は、香港、マカオの役務提供者が、2005年から中国大陸で商標代理業務を行なうことができると定めたものである。

また、当該規定では次のとおり定められている。2005年1月1日から、香港、マカオの役務提供者が中国大陸で合資、合作、独資の形態により有限責任公司を設立し、商標代理業務を行なうことを認めるものとする。香港、マカオの役務提供者は、審査機関の許可を得た後、設立企業所在地の省、自治区、直轄市の工商行政管理局で登記手続をしなければならない。香港、マカオの役務提供者が登記手続をするときに提出する書類には、 中国大陸と香港の更に緊密な経済貿易関係の構築に関する協定 又は 中国大陸とマカオの更に緊密な経済貿易関係の構築に関する協定 の“役務提供者”に関する定義及び関連規定に適合する身分証明書類が含まれていなければならない。各省、自治区、直轄市の工商行政管理局は、毎月一回、この規則に基づいて登記された商標代理機関の関連情報を国家工商行政管理総局商標局に報告しなければならない。香港、マカオの役務提供者が中国大陸で商標代理機関を設立することに関するその他

の事項については、外国資本登記に関する法律、法規（国務院が定める命令で、日本の政令に相当）、規章（各部、委員会が定める命令で、日本の省令に相当）及びその他関連規定の定めるところにより取り扱うものとする。香港、マカオ、の役務提供者が中国大陸で設立する商標代理機関が商標代理業務を行なうことについては、商標代理に関する法律、法規、規章及びその他関連規定の定めるところにより取り扱うものとする。

2004年12月3日『中国知識産権網』より

北京の著作権登録は一万件の大台を突破する

“わが国の著名な画家である韓美林氏は、一人で一回に570件もの書画の著作物を登録し、彼もこれによって、北京著作権保護センターで行なわれた任意の著作権登録の一万件目の著作物の著作権者となった。”先日、記者が北京著作権保護センターを取材した折、葛輝主任は、著作権登録について紹介するときに非常に興奮した調子で語った。2004年11月19日までに、北京著作権保護センターで2004年の年間で行なわれた任意の著作権登録の件数は、既に1万件を超えた。

判明しているところによれば、これらの1万余件に上る著作物には、一般の著作者が創作した著作物もあれば、万人の注目するところである2008年オリンピック、パラリンピックの会章のマークもある。特に社会公衆からよく知られている一代の芸術家が創作した著作物は、任意の著作権登録の目玉となっており、これらの任意の著作権登録は、多数の著作権者にとってよい模範を示したものである。著作物の登録を通して、著作者の権利利益が法律により保護され、全社会的著作権保護意識の向上に対しても積極的な意義を有するものとなっている。

2004年12月3日『中国知識産権網』より

カラオケ“訴訟時代”の到来、北京で15件の類似事件が受理される

リクエストシステムーセットを買えば、消費者に対して1万曲に上る歌曲を

上映することができる、このような“無料の昼食”をカラオケハウスは、あとどれくらい利用することができるのであろうか？ 北京市第二中級人民法院は、最近、15件のカラオケの上映に対応するMTVに関する著作権侵害紛争事件を受理した。

調査によると、北京市第二中級人民法院は、最近、15件のカラオケの上映に対応するMTVに関する著作権侵害紛争事件を既に受理したとのことであるが、そのうち8件の事案の原告はいずれも広州市新時代影音公司以、被告はドル箱カラオケホールを含む上ランクのカラオケ業を営業する娯楽企業と個人工商業者、事案に係るMTVは、いずれも毛寧の歌である 藍藍的夜藍藍的夢、晚秋、心雨 である。その他の7件の事案については、原告はいずれも中国唱片深圳公司及趙維端で、被告はいずれもカラオケ業を営業する娯楽企業及び個人工商業者、事案に係るMTVには、韓磊の歌である 走四方、陳明の歌である 寂寞讓我如此美麗 等が含まれている。

北京市第二中級人民法院の関係者の説明によれば、これらの事案において、原告は、いずれも自己が事案に係るMTVの著作物の著作権者であり、各被告は、許諾を得ることなく、営利を目的として無断で事案に係るMTVの著作物を上映することで、自己の権利利益を侵害し、自己に重大な経済的損害を及ぼしたと主張し、被告に権利侵害行為を停止すること、影響を除去すること、公開して謝罪すること、経済的損害を賠償することを命じる判決を求めて人民法院に訴えを提起した。

現実には、カラオケの上映に対応するMTVの種類は多数あることから、その著作物の性質を判断する問題は、知的財産学術界と業界の激烈な論争を巻き起こした。ある者は、MTVは著作物である（中華人民共和国著作権法第3条）から、著作権の保護を受けるべきであると主張しているが、またある者は、MTVは録画製品である（中華人民共和国著作権法第41条）から、著作権の保護を受けない、と解している。これらの訴訟は、MTV製作業、カラオケ業の二大産業の利害調整の問題とも関連しており、学術界、業界の強い関心を呼んでいる。

2004年12月1日『法制日報』より

中国企業の商標が欧州で不正登録される

青島海信とドイツボッシュ・シーメンスの“Hisense”商標を巡る紛争

が広く社会各方面の注目を受けている。

調べによれば、今回の商標を巡る紛争は、ドイツボッシュ・シーメンス家電グループが1999年1月、ドイツ特許庁に海信集団の著名商標“Hi s e n s e”の登録を出願していたのが発端となっている。海信は、自社の商標がドイツで不正登録されたことを知った後、ドイツボッシュ・シーメンス側と直ちに長期に及ぶ協議を開始した。関係メディアの報道によれば、2004年10月20日にボッシュ・シーメンス側は、既に専ら商標権についての協議の為に海信本社の所在地である青島を訪問していたとのことである。“しかし、今回の協議も双方にとって最後の平和的協議となった”、最後にボッシュ・シーメンス側が提示した4000万ユーロの法外な価格と海信側が申し出た5万ユーロの価格の格差が極めて著しくかけ離れていることから、遂に協議は不成立に終わった。その5日後、海信集団は、ドイツケルン裁判所から青島市中級人民法院に送達された訴状を受け取り、ボッシュ・シーメンス側は、訴状において、海信集団がケルンで出展したときに使用した“Hi s e n s e”商標が自社の登録商標専用権を侵害していると主張した。情報によれば、海信集団側は、ミュンヘンの著名な法律事務所にドイツにおける訴訟代理を依頼したとのことである。海信会社の国内商標は1993年に登録されている。

ある資料が明らかにするところでは、シーメンスは、国内のその他の5社の照明器具生産企業の商標をもドイツで先行して登録しており、これらの5社の企業には、中国で指導的地位にある照明器具会社や強大な実力を有する上場企業も含まれている。記者が、同一の商標が中国、ドイツの両国で登録された時点が殆ど離れておらず、最短のものは3箇月の差しかないことに着目したところ、そのうち一社の上海の企業とオスラムは提携関係にあり、オスラムは、製品に商標を付する始めから不正登録をする準備をしていたことが判明した。

シーメンスのかくのごとき行為について、大多数の人々はみな知らぬ様相である。さらに国家工商行政管理総局商標局の関連資料から明らかになったところでは、2003年までに中国企業が外国の商標当局に出願した国際登録の総件数は、3000件を超えないが、外国企業の中国における登録商標の件数は1万件以上にも達し、その格差は巨大なものがある。また、現在、中国大陸の15%の企業の商標が、外国で商標登録出願をするとき、自社の商標が不正登録されていることが発見されているとのことである。

2004年12月6日『網易新聞』より